

鹿屋市農業委員候補者選考委員会設置要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市農業委員候補者選考委員会設置要綱（平成29年鹿屋市告示第255号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「鹿屋市副市長事務分担規程（平成26年鹿屋市訓令第3号）第2条の規定による農林商工部に属する事務を担当する」を削る。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。